

財務省告示 第二百九十二号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六条第一項の規定に基づき、平成十四年七月二十二日に発行する割引国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年七月十九日

財務大臣 塩川正十郎

一 名称及び記号 割引国庫債券(三年)(第十一回)

二 発行の根拠法律及びその条項 平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十四年法律第二十号)第二条第一項及び国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項

三 発行方法 郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行

四 発行額 額面金額で二百五十億円

うち、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する割引国債については、額面金額で二百十二億九千九十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する割引国債については、額面金額で三十七億九百五十万円

五 払込金額 二百四十九億二千二百五十万円

六 額面金額の種類 五万円、十万円、五十万円、百万円、三百万円、千万円及び一億円の七種

七 発行日 平成十四年七月二十二日

八 募集の価格 額面金額百円につき九十九円六十九銭

九 償還期限 平成十七年七月二十日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十 償還金額 額面金額百円につき百円

十一 元金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金
支払取扱店並びに取扱郵便局

十二 募集期間 平成十四年七月五日から平成十四年七月十六日まで

十三 払込期日 平成十四年七月二十二日